

## 介護予防・生活支援サービス事業の指定手続き等について

大磯町では、平成29年4月1日から、介護予防・日常生活支援総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」の訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスを始めます。

これらサービスを提供しようとする場合は、指定の手続きを行っていただきますので、次のとおりご案内いたします。

### ① 平成27年3月31日までに都道府県等の指定介護予防訪問介護又は指定介護予防通所介護の指定を受けた事業者（＝みなし指定事業者）

当該指定に係る事業所について、本町の訪問介護相当サービス又は通所介護相当サービスの指定を受けたものとみなされます。

したがって、平成29年4月1日以降、訪問介護相当サービス又は通所介護相当サービスを提供するために、**新規指定手続きは必要ありません。**  
 ※指定有効期限は平成30年3月31日までのため、それまでに指定の更新申請が必要です。**平成30年2月15日（木）までに提出してください。**

### ② 平成27年4月1日以降に都道府県等の指定（介護予防）訪問介護又は指定（介護予防）通所介護の指定を受けた事業者

上記の事業者は、訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスを提供するためには**新規指定の申請が必要です（6年間有効）。**

サービス提供月の前々月までに提出が必要です。

### 事業所ごとの指定申請手続表

		提供するサービス	
		訪問介護相当サービス	通所介護相当サービス
指定介護予防訪問介護の指定を受けている①の事業者	指定申請	不要	
	第1号事業支給費の算定の届出	不要	
指定介護予防通所介護の指定を受けている①の事業者	指定申請		不要
	第1号事業支給費の算定の届出		不要
指定介護予防訪問介護の指定を受けている②の事業者	指定申請	必要	
	第1号事業支給費の算定の届出	必要	
指定介護予防通所介護の指定を受けている②の事業者	指定申請		必要
	第1号事業支給費の算定の届出		必要

※指定申請手続きの必要書類等は別紙「**第1号事業者指定申請時必要書類一覧表（訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス）**」を参照。

※訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスにおいて、第1号事業支給費を算定するためには、届出が必要です（みなし指定事業者を除く）。  
 なお、加算等を変更、終了する際には届出が必要です。